

## 八丈町給水条例施行規程の一部を改正する規程

八丈町給水条例施行規程（平成10年八丈町公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

様式第5号の3を次のように改める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

閉 栓 ( 休 止 ) 届

八丈町公営企業管理者 殿

申込日 年 月 日

申込日及び太枠の中をご記入ください。※□内へレ印をお願いします。

水道ご使用場所	〒 八丈町 (集合住宅名・部屋番号)	
	電話番号 ( )	—
お客さま名	フリガナ 氏 名 <span style="float:right">⑩</span>	
	電話番号	
休止年月日	開始日 年 月 日 ~ 年 月末日まで(最長3年間)	
お客さま番号		
料金支払い方法 <small>※休止までの精算方法を選択してください</small>	<input type="checkbox"/> 口座振替 (現在、水道料金の口座振替をご利用の方のみ) <input type="checkbox"/> 納入通知書(振込用紙)	
納入通知書 (振込用紙) の送付先	〒	都道府県 市区郡
	(集合住宅名等)	
	フリガナ 宛 名	
	送付先電話番号	
変更事由	転出 ・ 継承 ・ 売買 ・ その他 ( )	
届出人  <small>※本人以外の方が届出人の場合、氏名連絡先を明記してください。</small>	本人 ・ 家族 ・ 家主 ・ 管理人 ・ 前使用者 ・ 代理人 職権処理 ・ その他 ( )	
	氏 名	
	連絡先電話番号	

- 土曜・日曜・祝日年末年始は作業を行いません。当日の立会は必要ありません。
- お届け日当日は作業できません。前日までにお届けください。時間指定はできません。
- 退去等により水道の使用を休止される場合は、休止される7日前(土日・祝日を除く)までに提出してください。(休止日が庁舎閉庁日のときは、翌開庁日に休栓します)
- 閉栓(休止)期間は、最長3年間です。引き続き閉栓(休止)を希望される場合は、新たに閉栓(休止)届を提出してください。3年間を過ぎ、届出のない場合、使用開始となり料金が発生します。
- 閉栓(休止)手数料は1水栓につき¥2,000円です。申請時にお支払いください。

お客様番号		量水器口径	
メータ番号		指針数	
保存期間	課長	係長	係
		入力処理	指針
		受付	手数料